

科學の研究に没頭するに至り、漸次共產主義に傾き昭和三年八月遂に共產黨に加盟し、其黨員として主義徹底に活動せる者なるが、同人の取次販賣せる無産者新聞購讀者が日立工場より同新聞を購讀せる理由により解雇せられたるより、斯くては同新聞の販路擴張を妨げ、從て主義宣傳に支障を來すを以て、右解雇者の復職方に付交渉中本犯行に出でたるものなり。

姓名	生年	籍貫	職歴	備考
田中 義一	1895	東京	日立工場	
佐藤 健二	1898	東京	日立工場	
鈴木 三郎	1900	東京	日立工場	
高橋 四郎	1902	東京	日立工場	
山本 五郎	1905	東京	日立工場	
渡辺 六郎	1908	東京	日立工場	
松本 七郎	1910	東京	日立工場	
伊藤 八郎	1912	東京	日立工場	
清水 九郎	1915	東京	日立工場	
山崎 十郎	1918	東京	日立工場	
田村 十一郎	1920	東京	日立工場	
石川 十二郎	1922	東京	日立工場	
山口 十三郎	1925	東京	日立工場	
斎藤 十四郎	1928	東京	日立工場	
高木 十五郎	1930	東京	日立工場	
橋本 十六郎	1932	東京	日立工場	
中野 十七郎	1935	東京	日立工場	
森下 十八郎	1938	東京	日立工場	
山本 十九郎	1940	東京	日立工場	
田中 二十郎	1942	東京	日立工場	
佐藤 二十一郎	1945	東京	日立工場	
鈴木 二十二郎	1948	東京	日立工場	
高橋 二十三郎	1950	東京	日立工場	
山本 二十四郎	1952	東京	日立工場	
渡辺 二十五郎	1955	東京	日立工場	
松本 二十六郎	1958	東京	日立工場	
伊藤 二十七郎	1960	東京	日立工場	
清水 二十八郎	1962	東京	日立工場	
山崎 二十九郎	1965	東京	日立工場	
田村 三十郎	1968	東京	日立工場	
石川 三十一郎	1970	東京	日立工場	
山口 三十二郎	1972	東京	日立工場	
斎藤 三十三郎	1975	東京	日立工場	
高木 三十四郎	1978	東京	日立工場	
橋本 三十五郎	1980	東京	日立工場	
中野 三十六郎	1982	東京	日立工場	
森下 三十七郎	1985	東京	日立工場	
山本 三十八郎	1988	東京	日立工場	
田中 三十九郎	1990	東京	日立工場	
佐藤 四十郎	1992	東京	日立工場	
鈴木 四十一郎	1995	東京	日立工場	
高橋 四十二郎	1998	東京	日立工場	
山本 四十三郎	2000	東京	日立工場	
渡辺 四十四郎	2002	東京	日立工場	
松本 四十五郎	2005	東京	日立工場	
伊藤 四十六郎	2008	東京	日立工場	
清水 四十七郎	2010	東京	日立工場	
山崎 四十八郎	2012	東京	日立工場	
田村 四十九郎	2015	東京	日立工場	
石川 五十郎	2018	東京	日立工場	
山口 五十一郎	2020	東京	日立工場	
斎藤 五十二郎	2022	東京	日立工場	
高木 五十三郎	2025	東京	日立工場	
橋本 五十四郎	2028	東京	日立工場	
中野 五十五郎	2030	東京	日立工場	
森下 五十六郎	2032	東京	日立工場	
山本 五十七郎	2035	東京	日立工場	
田中 五十八郎	2038	東京	日立工場	
佐藤 五十九郎	2040	東京	日立工場	
鈴木 六十郎	2042	東京	日立工場	
高橋 六十一郎	2045	東京	日立工場	
山本 六十二郎	2048	東京	日立工場	
渡辺 六十三郎	2050	東京	日立工場	
松本 六十四郎	2052	東京	日立工場	
伊藤 六十五郎	2055	東京	日立工場	
清水 六十六郎	2058	東京	日立工場	
山崎 六十七郎	2060	東京	日立工場	
田村 六十八郎	2062	東京	日立工場	
石川 六十九郎	2065	東京	日立工場	
山口 七十郎	2068	東京	日立工場	
斎藤 七十一郎	2070	東京	日立工場	
高木 七十二郎	2072	東京	日立工場	
橋本 七十三郎	2075	東京	日立工場	
中野 七十四郎	2078	東京	日立工場	
森下 七十五郎	2080	東京	日立工場	
山本 七十六郎	2082	東京	日立工場	
田中 七十七郎	2085	東京	日立工場	
佐藤 七十八郎	2088	東京	日立工場	
鈴木 七十九郎	2090	東京	日立工場	
高橋 八十郎	2092	東京	日立工場	
山本 八十一郎	2095	東京	日立工場	
渡辺 八十二郎	2098	東京	日立工場	
松本 八十三郎	2100	東京	日立工場	
伊藤 八十四郎	2102	東京	日立工場	
清水 八十五郎	2105	東京	日立工場	
山崎 八十六郎	2108	東京	日立工場	
田村 八十七郎	2110	東京	日立工場	
石川 八十八郎	2112	東京	日立工場	
山口 八十九郎	2115	東京	日立工場	
斎藤 九十郎	2118	東京	日立工場	
高木 九十一郎	2120	東京	日立工場	
橋本 九十二郎	2122	東京	日立工場	
中野 九十三郎	2125	東京	日立工場	
森下 九十四郎	2128	東京	日立工場	
山本 九十五郎	2130	東京	日立工場	
田中 九十六郎	2132	東京	日立工場	
佐藤 九十七郎	2135	東京	日立工場	
鈴木 九十八郎	2138	東京	日立工場	
高橋 九十九郎	2140	東京	日立工場	
山本 一百郎	2142	東京	日立工場	

昭和三年八月、日立工場に於て、同人社員として活動せる者なるが、同人の取次販賣せる無産者新聞購讀者が日立工場より同新聞を購讀せる理由により解雇せられたるより、斯くては同新聞の販路擴張を妨げ、從て主義宣傳に支障を來すを以て、右解雇者の復職方に付交渉中本犯行に出でたるものなり。

其

他

江 松		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業	氏 名	犯 時
不墓	罪 名	意 檢	結	意 檢	結	意 檢	結	農	石 場 敏 治	三
敬所		見 事	了	見 事	了	見 事	了			
圓罰二十		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
		三、三三(略)	三、三三(略)							
		結果	結果	結果	結果	結果	結果			

犯 罪 事 實 (略 式)

被告は、昭和二年三月十六日夜能義郡大塚村大字上吉田字鳴瀧所在佐伯行雄所有墓地にて、墓石九個及石燈籠一個を押し倒し、因て同墓所に對し公然不敬の行爲をなしたるものなり。

備 考

本件は被告人が地主佐伯行雄に對し小作料減額を要求したるより、訴訟を提起せられたるも其結果和解したるが其條件不履行の爲小作地の返還を爲すの止むなきに至りたるより、忿懣の情押難く報復的手段として犯したるものなり。

野長	
罪名	第一審
不墓敬所	意檢見事
罰二十圓	年月日了
三、七、六、罰二十圓	結果
	第二審
	意檢見事
	年月日了
	結果
	上告審
	意檢見事
	年月日了
	結果
職業	氏名
雜貨商	横内和一郎
年	犯時
天	

犯罪事實(略式)

被告は、昭和二年五月十四日午前十時頃諏訪郡川岸村三澤區共同墓地に於て、外數名の者の助力を得て横内健藏方祖先の墓石二基を地上に押倒し、一基を他に移し、以て公然不敬の行爲を爲したり。

備考

被告人が亡父の石碑を建立せむとするに當り横内健藏の墓地内に建立せる同人所有の石碑を自己の墓地内に建立したるものと爲し本件犯行に出でたるものなり。

野長	
罪名	第一審
妨害式	意檢見事
罰二十圓	年月日了
三、八、三、罰二十圓	結果
	第二審
	意檢見事
	年月日了
	結果
	上告審
	意檢見事
	年月日了
	結果
職業	氏名
農	竹内庄一郎
年	犯時
三	

犯罪事實(判決)

被告人は昭和二年五月二十八日平素不和の間柄にて、從弟に當る南佐久郡前山村竹内庄太郎の二男保雄(當時二十一歳)の葬式に際し、之を妨害する目的を以て保雄の遺骨を埋葬すべく同家人に於て同村地籍内同家墓地内に掘り置きたる穴を埋め、尙其後更に同所に掘りたる穴に自身立入り要求を受くるも容易に退去せざりしものなり。

備考

被告人は平素不和の間柄に在りたる從弟の息の遺骨埋葬に當り其通知を受けざりしを立腹の餘本件犯行を爲したるものなり。

山岡	
第 一 審	第 二 審
玉 島 區	上 告 審
罪 名	職 業 氏 名
意 見 事 結 了 年 月 日 結 果	意 見 事 結 了 年 月 日 結 果
懲 三 月 二、七、三 罰 五 十	無
不 神 敬 祠	猪 木 嘉 一 郎 五
職 業 氏 名	犯 時 年 齡

犯 罪 事 實 (判 決)

一、被告人は、能勢妙見大菩薩を信仰し、家事を顧ざる爲、家政疲弊したるを居部落の福武佐六等が、嘲笑し居る旨を聞知し、忿怒し居たる折柄、昭和二年七月十一日岡山縣淺口郡玉島町大字乙島戸島神社に於て、夏祈禱の參拜の途中右佐六と出會ひたる所、所持の棒を以て同人の右肩を毆打し、治療日數二日を要する傷害を與へ、

二、同日午後九時半頃同神社に於て、社掌岡本仲次郎及氏子等多數集合し祈禱を爲せる處に赴き、土足の儘拜殿及幣殿に上り足にて御璽鏡を蹴飛したる上、其の臺に上り又幣臺に立てありたる奉幣及帛幣を取りて、外庭に投棄し、又氏子に配付すべく神社に供へありし神札五十五枚を取て自己の股間に挟み、猶、部落民の供へたる清酒二罎外六種の供物全部を投棄して、悉く毀棄し、仍て神祠に對し公然不敬の行爲を爲したるものなり。

備 考

本件犯行は被告人が其信仰する能勢妙見大菩薩以外の神佛は邪教に屬するものなりとの盲信に因る偏見と同人を嘲笑する部落民に對する反感との結果に因るものなり。

宇都宮	
第 一 審	第 二 審
大 田 原 區	上 告 審
罪 名	職 業 氏 名
意 見 事 結 了 年 月 日 結 果	意 見 事 結 了 年 月 日 結 果
妨 禮 害 拜 罰 二 十 二、〇、三 罰 二 十	農 征 崎 寛 三
犯 時 年 齡	

犯 罪 事 實 (判 決)

被告は昭和二年八月十四日那須郡七合村大字白久鈴木彌六の建碑式舉行の際、式場列席の祭員吉田貞の烏帽子を奪ひ取り禮拜の妨害を爲したり。

備 考

被告人は右建碑世話人として其の寄附金募集中、他の世話人の反對に遇ひ世話人中より除外せられたるより、之を憤慨して本犯を敢行したるものなり。

盛岡	
罪名	第一審
	第二審
上告審	第一審
	第二審
職業	第一審
	第二審
氏名	第一審
	第二審
犯時	第一審
	第二審
年齢	第一審
	第二審
農	第一審
	第二審
菅原清治	第一審
	第二審
元	第一審
	第二審

犯罪事實(判決)

被告人は、昭和二年八月中東磐井郡千厩町大光寺に被雇中、些細の事より村上與治衛門と口論を爲し、同人より罵倒せられたるを恨み、同所に同人が建設せる二重臺の約一尺二寸角長さ二尺五寸の墓碑を押倒し、以て墓所に對し公然不敬の所爲を爲したるものなり。

註。本件は十數回に亘り雜木薪約八駄外合計三十四點の物品を窃取したる犯罪と共に處罰せられたるものなり。

備考

本件犯行は擅下の者が墓碑建設の爲め被告人耕作中の畑地を荒したるを憤慨したるに起因す。

長野	
罪名	第一審
	第二審
上告審	第一審
	第二審
職業	第一審
	第二審
氏名	第一審
	第二審
犯時	第一審
	第二審
年齢	第一審
	第二審
農	第一審
	第二審
市川嘉作	第一審
	第二審
三	第一審
	第二審

犯罪事實(略式)

被告は、昭和二年九月三十日午後十一時頃醉餘の結果諏訪郡湊村字花岡壽命稻荷神社境内に於て、同所に建立の鳥居三基、石燈籠一基を轉倒破壊したる上、右神祠に向ひ「コノ稻荷奴俺ニ罰ヲ當ルナラ當テ見ロ」と數回呼號し、以て公然不敬の行爲を爲したり。

備考

本件犯行は被告人が性來臆病なるより醉餘度胸鍛練の爲と稱し爲したるものなり。

岡山	
罪名	第一審
	第二審
上告審	第一審
	第二審
職業	第一審
	第二審
氏名	第一審
	第二審
犯時	第一審
	第二審
年齢	第一審
	第二審
農	第一審
	第二審
畑部直次郎	第一審
	第二審
三	第一審
	第二審



江 松		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時 年 齡	
不禮拜所	罰十圓	三、二、七(略)罰十圓	三、二、七(略)罰十圓	三、二、七(略)罰十圓	三、二、七(略)罰十圓	三、二、七(略)罰十圓	三、二、七(略)罰十圓	三、二、七(略)罰十圓	日稼	中村岩市	三
意見	結了	結果	結果	結果	結果	結果	結果	職業	氏名	犯時	
檢察	年月日	結果	結果	結果	結果	結果	結果	職業	氏名	犯時	
見事	年月日	結果	結果	結果	結果	結果	結果	職業	氏名	犯時	

犯罪事實(略式)

被告人は、昭和二年十一月二十一日能義郡廣瀬町大字富田巖倉寺境内に安置せる地藏尊に對する一般禮拜者淨垢の爲め設置しありたる金製手洗鉢を地面に覆し、地藏尊に對し公然不敬の行爲をなしたるものなり。

備考

本件犯行は酔餘の惡戯に出でたるものなり。

橋 前		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時 年 齡	
不禮拜所	罰二十圓	三、九、三(略)罰二十圓	三、九、三(略)罰二十圓	三、九、三(略)罰二十圓	三、九、三(略)罰二十圓	三、九、三(略)罰二十圓	三、九、三(略)罰二十圓	三、九、三(略)罰二十圓	農具職	藤村慶次郎	三
意見	結了	結果	結果	結果	結果	結果	結果	職業	氏名	犯時	
檢察	年月日	結果	結果	結果	結果	結果	結果	職業	氏名	犯時	
見事	年月日	結果	結果	結果	結果	結果	結果	職業	氏名	犯時	

犯罪事實(略式)

被告人は犯意繼續して、昭和二年十二月より同三年二月迄三回に桐生市圓滿寺境内共同墓地より各墓所に供養したる塔婆三十八本を取去り、依つて公然右墓所に對し不敬の行爲を爲したるものなり。

山 富		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時 年 齡	
不禮拜所	罰十圓	三、四、三(略)罰十圓	三、四、三(略)罰十圓	三、四、三(略)罰十圓	三、四、三(略)罰十圓	三、四、三(略)罰十圓	三、四、三(略)罰十圓	茶商	朝日林之助	三	
意見	結了	結果	結果	結果	結果	結果	結果	職業	氏名	犯時	
檢察	年月日	結果	結果	結果	結果	結果	結果	職業	氏名	犯時	
見事	年月日	結果	結果	結果	結果	結果	結果	職業	氏名	犯時	

犯罪事實(判決)

被告は、昭和三年三月十七日富山市清水町貸座敷業新田ス、方に於て、僧侶稻田きみが數十名の婦人等に對し説教を爲し居る際、同所に侵入し大聲にて坊主なら善惡と言ふ事を知り居るか、又貴様等に説教が出来るかと放言し、尙右きみが座し居りし高座に上り俺が説教を聞かせ遣る等種々暴言を吐き、遂に説教を中止せしめ、妨害したるものなり。

註。本件は傷害罪(二人に對し約二週間と約五日間との各治療を要する傷害を負はしめたるも





東京		第一		第二		上告		職業		氏名		犯時	
請願	憲六月	三、二、八	憲三月	三年猶豫	無	根岸順一郎	〇〇	無	根岸順一郎	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
罪名		檢察意見	結了年月日	結果	檢察意見	結了年月日	結果	職業	氏名	犯時			

犯罪事實(判決)

被告人は、東京府西多摩郡青梅町に於て數十萬の資産を有したりしが、大正七年頃より埼玉縣下の炭礦經營に投資して其全財産を蕩盡したる爲め、昭和二年十月中より家政整理を爲したる上家族と共に東京府北豊島郡瀧野川町に居住するに至りたるが、被告人は數年前より東京市本郷區駒込千駄木町二百四十七番地大橋爲次郎の製出に係る大橋液の病氣に對する效驗著しきを信じ、且右大橋爲次郎の人格を信賴すること甚だしかりし所より、爾來同人主營の大橋研究所に出入して手傳を爲し、生活費の給與をも受け居たるものなるどころ、右大橋爲次郎は曩に警視廳に對し右研究所の同人名義の經營願出を爲しありたるが、昭和三年四月二十一日警視廳は同人が醫者にあらざる者の理由に依り、同人を經營者とするを不適當と認めて不許可處分を爲し、右大橋名義の研究所は茲に之を閉鎖するの已むを得ざるに立ち至るや、被告人は豫てより國家人格の爲め大橋液が世上に弘

く普及せられんことを切望し居たる折柄とて、元來偏執的の異常性格を有せる被告人は警視廳前記處遇は法の已むを得ざる處なりとするも、大橋液其のもの爲め及び國家人格の爲め、大橋液による治療經營は進んで國家專有たらしむべく一刻も躊躇す可き時にあらず、之が實現の方法に至りては最後の手段に出づるの外なしと、一途に思ひ込み前後を顧慮する餘裕もなく、遂に

天皇陛下に直願せんことを企て、同年五月中旬頃より同府豊多摩郡中野町字本郷加川志津方に於て、右大橋爲次郎の人格竝に同人發見の大橋液の偉効を掲げ、國家の爲め、人類救濟の爲め、此權威ある醫學及び液藥を國家專有として純大和醫學を樹立せられ度き旨の直訴文を認めて準備を整へ置きたるが、六月十九日朝新聞記事に依りて同日午後二時

兩陛下が赤坂御所御出門豊島ヶ岡に行幸啓あらせらるることを知りたるより、其御道筋に於て直訴を決行せんことを決意し、同日午後一時半頃より右直訴狀を懷中に携へ、同市小石川區音羽町一丁目二十番地附近に於て奉迎の群衆に混り機を窺ひたるが、同日午後二時十五分

御召自動車進行接近するや、被告人は前記直訴狀を兩手にて頭上高く捧げ、御願と叫びつつ御警衛線を突破し、鹵簿前面に進出したるも警衛の警察官に逮捕せられたるものにして、被告人は右犯行當時心神耗弱の状態にありたるものなり。



被告人は、昭和三年七月二十九日午後五時頃渥美郡牟呂吉田村大字東豊田字北島三十二番地製糸業大澤松次郎方に到り、前日同製糸に於て、病死したる鮮人金分任(當時十八歳)の葬式を朝鮮風にて執行された旨を申込たるも、大澤は本人の親とも相談の上日本風にて執行することに定め、準備爲しあるを以て之に應ずること能はざる旨答へたるを立腹し、已に僧侶も來り讀經中なるにも不拘、葬式を出せるものなら出して見よと大言し、大澤の襟を持ち暴行を加へ、以て葬式の妨害を爲したり。

前橋		第一審		第二審		上告		職業		氏名	
罪名	新田區	意見	結了	結果	意見	結了	結果	職業	氏名	年齢	犯時
不敬	同	同	同	同	同	同	同	石工	森彦市	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	高橋春吉	同	同	同

犯罪事實(略式)

被告人等は、共謀の上昭和二年六月下旬桐生市大字下久方大藏院所有墓地内の墓石臺石二個を持ち去り、公然墓所に對し不敬の行爲を爲したる外、被告人彦市は昭和二年二月より同三年八月迄の間

八回に亘り桐生市淨運寺境内共同墓地他七ヶ所の墓地に在りたる水鉢八個を取去り、仍て墓所に對し公然不敬の行爲を爲したるものなり。

東京		第一審		第二審		上告		職業		氏名	
罪名	東京地方	意見	結了	結果	意見	結了	結果	職業	氏名	年齢	犯時
不敬	同	同	同	同	同	同	同	農	茂木政吉	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	農	茂木政吉	同	同

犯罪事實(公訴)

被告人は、小作農にして昭和三年一月以來其居村たる埼玉縣大里郡大寄村小作救済組合幹事たる處、同年四月同縣知事宮脇梅吉が就任勿々、大正十二年以來計畫されながら村民の反對を受け、遷延し居りたる同村唐澤堀放水路開鑿は地勢の關係上同村一帶の溜水を來し、全村田畑の耕作を不能ならしむる虞あるに就て、爾來同村代表者等が數回に亘り上京して内務省、農林省に陳情したるも、既認可を理由として顧みられざりし事を聞知したるのみならず、八月中旬に至り土地收用審査會が開催され、愈該工事に着手さるるに至りたるより、於茲村民一同の爲め該放水路計畫撤廢に關し直訴せむことを決意し、爾來其機を窺ひ居たるに、偶々十二月二十六日天皇陛下には議會開院式の



書庫

斗D-82









